

次世代・女性活躍推進法 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R7年 4月 1日～R12年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標 1： 育児・介護・療養休業等の両立支援制度についての職員向けパンフレットを年 1 回提示・説明し、男女ともに取得できる制度であることの周知をする。

<対策>

- ① R7年 4月～ 取得状況について実態を把握
- ② R7年 6月～ 制度に関するパンフレット等の提示・周知
対象となる職員への取得に向けた意識啓発
他職員への理解周知

目標 2： 職種によって所定外労働時間の偏りが生じないように職員へ月 1 回のノー残業デーを周知徹底し、月平均残業時間を 1 時間の削減をする。

<対策>

- ① R7年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- ② R7年 8月～ 全職員に向けた啓発・周知徹底
- ③ R8年 1月～ 残業の多い職員に個別に働きかけ

目標 3： 随時、キャリアアップに向けた研修受講情報を提示し対象者に受講しやすい環境作りをし、受講の推進を図る。

<対策>

- ③ R7年 4月～ 研修受講の状況について実態を把握
- ④ R7年 6月～ 研修に関するパンフレット等の提示
対象となる職員への研修受講の啓発・推進

目標 1・2・3 次世代・女性活躍推進法 共通